日　　時	令和８年８月31日（月）18:00～20:00
会　　場	北広島市役所３階　会議室3D
出席委員	梅田委員、瀧本委員、丹治委員、中野委員、杉山委員
欠席委員	佐々木委員
傍　聴　者	０名
市出席者	高橋課長、畠山主査、坂下主任、瀬川主事

１．開会

２．委嘱書の交付

副市長から委員へ委嘱書の交付。

３．副市長あいさつ

副市長からあいさつ。

４．委員、事務局の紹介

委員からのあいさつ、事務局の紹介。

５．会長、副会長の選出

会長に梅田様、副会長に丹治様が選出。

６．会長、副会長あいさつ

会長と副会長よりあいさつ。

「委員の過半数が出席していることから、会議が成立していること」を確認。

７．会議録署名委員の選出

議長から丹治委員を署名委員に指名。

８．説明事項　市民参加推進事業について

議　長：それでは、続きまして、次第８の説明事項　市民参加推進事業について、事務局から説明をお願いします。

【事務局から説明】

【意見・質問等なし】

９．協議事項　令和７年度市民参加手続きに係る事後評価について

議　長：それでは、続きまして、次第の協議事項　令和７年度市民参加手続きに係る事後評価について、事務局から説明をお願いします。

【事務局から資料をもとに説明　整理番号１～12】

議　長：ただいまの事務局から説明にあった**整理番号１～12** について、ご意見・ご質問はございませんか。

【意見・質問等なし】

議　長：よろしいでしょうか。それでは続きをお願いします。

【事務局から資料をもとに説明　整理番号 13～24】

議　長：ただいまの事務局から説明にあった**整理番号 13～24** について、ご意見・ご質問はございませんか。

A 委員：北広島市国民健康保険税条例の一部改正の審議会の委員構成について、歯科医師会や医師会の医師が委員となっている。国民健康保険税は社会的な面についても見なければいけない問題だと思うが、委員に医師が必要な理由はあるのか。

事務局：国民健康保険は、医療給付の制度であり、医療的な立場から医師が選任されている。

A 委員：審議会の中でどのような内容について議論が行われているのか。

事務局：国民健康保険は基本的には都道府県単位で運用されている。北広島市は、北海道が運営しており、市町村に関しては被保険者の資格の管理や保険給付や保険料の賦課徴収を担当している。北海道から示される標準保険料率を参考に市の国民健康保険税率を決めることになっている。税率を最終的にいくらにするのかを決定する前に、それが妥当かどうか協議を行う審議会となっている。

B 委員：国民健康保険は、基本的には国からもお金をいただき運営しているが、経営としては厳しい部分がある。その中で医療費を抑制するために、どのような予防治療などを行っていけばいいか、財政状況はどうかなどについても審議会にて審議していただいている。その中で、例えば特定検診の受診率が低いので、受診率を上げるはどうしたらいいか、今かかっている医療費がどこで多くかかっているかなども含めながら、国民健康保険の運営を総合的に話し合ってもらっているので、医師の観点からの意見をいただいている。

A 委員：医師の視点も必要だが、社会的な支援を行っている立場の専門家の意見も必要かと思う。社会福祉協議会が委員に入っているが、委員の選任基準はどうなっているのかなと思った。大学教授についても、専門分野について見えた方がいいのではと感じた。

C 委員：学校施設適正規模・適正配置検討事業については、学校の統合が視野に入っているのか。

事務局：令和７年度は東部地区の小中学校のあり方について検討を行った。この審議会で審議された結果、東部小、東部中、北の台小３校とも生徒数が減少している。特に北の台小は生徒数の減少が大きいが、通学距離等は国の基準を満たしていることや、東部地区はボールパーク構想で、マンションの建設、北海道医療大学の移転などが予定されていて、今後人口流入が期待されるため、東部地区については現状を維持しながら今後の推移を注視していくという結論になった。

C 委員：西部地区は小中一貫になっている。今後は、団地地区についても検討するということなのか。

事務局：今後は順次地区ごとに検討が行われる予定と聞いている。

議　長：よろしいでしょうか。それでは続きをお願いします。

【資料をもとに説明　整理番号 25～33】

議　長：ただいまの事務局から説明にあった**整理番号 25～33** について、ご意見・ご質問はございませんか。

B 委員：北広島市火災予防条例の一部改正について、補足をさせていただきます。林野火災の予防について、昨年、本州の方で大きな林野火災が起き、何とかしなければいけないという事で、消防庁から、雨が少ない、風が強いといった基準で林野火災警報を出し、警報を出した場合には、花火や焚火など、火の粉が飛ぶようなものは罰則をもって制限するという内容になっているため、市民に権利を制限するという内容のため市民参加手続きは必要と判断した。消防庁からは今年の 1 月から全国的に実施したいと話があったが、市民参加が必要なので１月からの実施は難しいと回答し、北海道は１月～３月には林野火災が起こることは考えづらいということもあって、パブリックコメントを行ってから、３月に条例を改正した。

D 委員：整理番号２５番以降は、ほとんどがパブリックコメントの期間が年末年始をまたいでいる。日数的には３０日は取っているが、長く取れない理由はあるのか。

事務局：議会に提案する必要があり、次年度当初からのものを決める３月の議会から事務手続きを含めて逆算すると、どうしてもこの日程となってしまう。

D 委員：例年、このような日程となるのか。

事務局：例年、このような日程となってしまう。令和７年度は特に総合計画の中間見直しがあり、付随してその他の計画の見直しがあったので件数が例年より多かった。

D 委員：全体的に、審議会の委員の方のうち、報酬や謝礼については、辞退している方がいるのか。

事務局：あて職で選任されている方、たとえば警察や学校の校長先生等の場合は、職務で審議会に来ているので辞退されている。

D 委員：アンケートについて、人に関わる計画などについては、直接意見を聞くのにアンケートの選択は正しいと思う。どの事業もたくさんの声を聞くのにアンケートをやりたいと思うが、予算の制約があって手間がかかってやれない、辞退しているということはないのか。

事務局：計画の策定については数年間にわたって検討を行うが、基本的に検討の初年度にアンケートを行うことが多い。今回の評価対象にアンケート調査が出てこないのは、計画検討の途中の年度のため、また、中間見直しの案件であるためです。

D 委員：パブリックコメントを実施しているが意見は 0 が多い。パブリックコメントはホームページで公開されているが、それを見ている人を数値化するなど、ホームページのパブリックコメントのところにカウンターを付けることで、実際に何人が見ているのかということがわかるのでは。そういったデータがあれば市民の関心度合がわかる。

A 委員：パブリックコメントについては、見てもらうための HP のデザインも検討する必要があるのではと思う。HP のどこにパブリックコメントがあるのか、視覚的なものも検討する余地はあると思う。今回パブリックコメントの件数が増えたのは一時的なものか。

事務局：総合計画の見直しがあったのと、それに関連した計画の見直しがあったため多くなった。

A 委員：案件の件数が増えると会議で精査するのが難しい。毎年増えている印象で、これ以上多くなってくると 1 件ごとにしっかり見るのは難しくなる。市民の方も計画や事業が多すぎて意見やコメントができないなどがあるのでは。また、審議会の委員について、学識経験者などを選ぶ基準があると思うので、専門家など、選んだ理由がわかるといい。
大学教授イコール専門性は違うことがあるので、担当者のコメントやこういう理由で選びました、というのが分かるとより市民参加的な意識になると思う。

議　長：質問は以上でよろしいでしょうか。それでは採択に移りたいと思います。
整理番号 1 から 33 までの市民参加手続きにつきまして、事後評価を「適切である」としてよろしいでしょうか。

議　長：それでは、整理番号 1 から 33 までの市民参加手続きはすべて「適切である」とします。
以上で協議事項「令和 7 年度市民参加手続きに係る事後評価について」を終了いたします。

4．その他

議　長：本日の議案は以上となります。最後に「その他」として委員の皆さまにお伝えすることはありますか。

【事務局から次回以降の会議について】

議　長：ただいまの事務局の説明について、何かご意見・ご質問はありますでしょうか。

【意見・質問等なし】

議　長：委員の皆様から、何か連絡事項等ございますか。

【連絡事項等なし】

5．閉会